

令和6年4月

ご家族の皆様へ

グループホームー青の家

## 令和6年度 介護報酬改定 「加算について」

平素より大変お世話になりまして、誠に有難うございます。

令和6年度4月より介護報酬が改定されます。改定に伴い、利用料金に変更となる事をお知らせします。ご家族のご負担が多くなる以上に私たちもより良い介護を目指したいと思っています。どうぞご理解を賜りますよう宜しくお願い致します。

- 令和6年3月「基本料金変更」のお知らせをしました。今回は「加算について」お知らせします。
- 食費（1,000円/日）家賃（1,500円/日）変更ありません。
- 介護報酬は3年毎に改定されます。

### <常時の加算>

1割負担（円）

加算名	加算	算定要件等
<u>サービス提供体制加算Ⅰ</u>	22/日	・勤続10年以上、介護福祉士25%以上。 ・4月から。加算Ⅲから加算Ⅰへの変更
<u>医療連携体制加算Ⅰイ</u>	57/日	・看護師を1名以上配置。24時間対応可。 ・重度化した場合の対応に係る指針を定め、同意を得ている。 ・要支援2、加算なし ・4月から。加算額の変更
<u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</u>	18.6%	・介護職員の処遇を改善。 ・総利用単位数の18.6% ・6月から。加算率の変更

### <一時的な加算>

加算名	加算	算定要件等
初期加算	30/日	・入居から30日以内。 ・30日を超え入院し、再入居した場合も同様
入院時費用	246/日	・入院後3カ月以内に退院が見込まれるときは、やむを得ない場合を除き、再び入居できる体制を整えている。 ・入院時。1カ月に6日を限度
<u>退院時情報提供加算</u>	250/回	・医療機関へ退去する入所者等について、退去後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、入居者等の心身の状況、生活歴等を提供した場合。1回限り算定。 ・4月から。新加算

- 下線部の加算、改定された加算。
- 算定要件等は簡潔に記載。

<常時の加算 比較表>

1割負担(円)

令和6年3月まで		令和6年4月から		令和6年6月から	
サービス提供体制加算Ⅲ	6/日	<u>サービス提供体制加算Ⅰ</u>	22/日	サービス提供体制加算Ⅰ	22/日
医療連携体制加算Ⅰ	39/日	<u>医療連携体制加算Ⅰイ</u>	57/日	医療連携体制加算Ⅰイ	57/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%	介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%	<u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ</u>	18.6%
特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%	<u>特定処遇改善加算Ⅰ</u>	3.1%	・処遇改善加算の一本化	
ベースアップ加算	2.3%	ベースアップ加算	2.3%		
処遇改善支援補助金 (補助金対応)	—	処遇改善支援補助金 (補助金対応)	—		
合計	15.7%	合計	16.5%		

- ・令和6年3月。処遇改善加算(要介護度1/30日)  
11.1% 2,654円。2.3% 550円。

加算以外の改定等

<減算>

業務継続計画 未実施(感染、防災)	所定単位数の3.0%
高齢者虐待防止措置 未実施	所定単位数の1.0%
身体拘束廃止 未実施	所定単位数の1.0%

<業務継続計画、委員会>

- ・感染症、防災の「業務継続計画」の策定。研修2回、訓練2回(年間)
- ・3委員会の実施 身体拘束廃止委員会。委員会4回、研修2回(年間)  
虐待防止委員会。委員会2回、研修2回(年間)  
感染症対策委員会。委員会2回、研修2回(年間)

<その他>

- ・認知症基礎研修の受講義務。(医療系、介護系の無資格者が対象)
- ・協力医療機関(なかお内科医院)との連携体制の構築。  
利用者の病状の急変が応じた場合等の対応を確認。医療機関名等を中能登町、七尾市へ提出。
- ・重要事項等のホームページ掲載義務。